

議案第87号

北上市子ども等福祉医療費給付条例の一部を改正する条例

北上市子ども等福祉医療費給付条例（平成7年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、<u>次号若しくは第4号</u>に該当する者又は婚姻している者を除く。</p> <p><u>(2)</u> [略]</p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> 現物給付対象児 第1号、<u>第3号又は第5号</u>に該当する者のうち、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p><u>(7)</u> [略]</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。ただし、<u>第3号若しくは第5号</u>に該当する者又は婚姻している者を除く。</p> <p><u>(2)</u> <u>乳幼児</u> <u>子どものうち、出生の日から6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p><u>(3)</u> [略]</p> <p><u>(4)</u> [略]</p> <p><u>(5)</u> [略]</p> <p><u>(6)</u> [略]</p> <p><u>(7)</u> 現物給付対象児 第1号、<u>第4号又は第6号</u>に該当する者のうち、出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。</p> <p><u>(8)</u> [略]</p> <p><u>(9)</u> [略]</p> <p><u>(10)</u> [略]</p>

(10) [略]

(11) [略]

(受給者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給者から除くものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で規則に定めるものについては、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 子どもについては、その保護者の前年の所得（1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその扶養親族等でない子どもでその保護者が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定に基づき児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額（前々年所得については前年の児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額とする。以下同じ。）に規則で定める額を加えた額以上である者

(4) [略]

(5) 重度心身障害者については、次のア又はイに該当する者

ア・イ [略]

(11) [略]

(12) [略]

(受給者の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給者から除くものとする。ただし、災害その他特別の事情がある者で規則に定めるものについては、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 子ども（乳幼児を除く。）については、その保護者の前年の所得（1月から7月までに受給原因が発生した場合は、前々年の所得とする。以下同じ。）がその者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにその扶養親族等でない子どもでその保護者が前年の12月31日において生計を維持した者の有無及び数に応じて児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条の規定に基づき児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に定める額（前々年所得については前年の児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に定める額とする。以下同じ。）に規則で定める額を加えた額以上である者

(4) [略]

(5) 重度心身障害者（乳幼児を除く。）については、次のア又はイに該当する者

ア・イ [略]

(6) ひとり親家庭の父母等及びひとり親家庭の児童等については、本人の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者又は当該本人と同一世帯の主たる生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額を超える者

2 [略]

(給付の額)

第5条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 受給者が出生の日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にある場合 受給者負担額に相当する額

(2) 受給者及び次のアからエまでに掲げる受給者の区分に応じ、それぞれアからエに定める者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合 受給者負担額に相当する額

ア～エ [略]

(6) ひとり親家庭の父母等及びひとり親家庭の児童等（乳幼児を除く。）については、本人の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第2項に規定する額を超える者又は当該本人と同一世帯の主たる生計維持者の前年の所得が、児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額を超える者

2 [略]

(給付の額)

第5条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合の給付の額は、当該各号に定める額とする。

(1) 受給者が乳幼児である場合 受給者負担額に相当する額

(2) 前号に該当する場合を除き、受給者及び次のアからエまでに掲げる受給者の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める者が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による当該年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合 受給者負担額に相当する額

ア～エ [略]

(3) 前号に該当する場合を除き、受給者が子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭の児童等であって3歳に達する日の属する月の翌日1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合 受給者負担額から入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円を控除した額に相当する額

3 [略]

(3) 第1号又は前号に該当する場合を除き、受給者が子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭の児童等であって6歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある場合 受給者負担額から入院外に係る医療費については750円、入院に係る医療費については2,500円を控除した額に相当する額

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市子ども等福祉医療費給付条例の規定は、施行日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の受給者証の交付に係る事務手続は、施行の日前においても行うことができる。

令和4年3月3日提出

北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

就学前の子どもの受療に係る医療費給付を拡充しようとするものである。